

○東京藝術大学美術学部履修規程

〔昭和46年2月23日〕
教授会決定

改正 平成22年12月9日 平成25年10月24日
令和5年7月13日

- 第1条 東京藝術大学美術学部規則第4条の規程に基づいて東京藝術大学美術学部（以下「本学部」という。）履修規程を定める。
- 第2条 本学部の授業科目、単位及び履修方法は、学則並びに本学部規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第3条 本学部における各学科、課程又は専攻の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1から第5のとおりとする。
- 第4条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の科目を履修するものとする。
- 第5条 学生は前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、又は本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センター、キュレーション教育研究センター及び単位互換制度により他大学の科目の科目を履修することができる。
- 2 前項の科目を履修しようとするときは、予め当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表は省略

附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月13日から施行する。